

岩手県告示第653号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成30年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
大槌町	当該市町村で定める場所	平成30年10月9日（午後）及び同月10日（午前）
北上市	〃	平成30年10月15日（午後）から同月18日まで
西和賀町	〃	平成30年10月24日（午後）及び同月25日（午前）
花巻市	〃	平成30年11月6日から同月8日まで及び同月13日から同月16日まで

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター